

# 原子力問題調査特別委員会

平成28年6月20日

東 海 村 議 会



○村上邦男 委員長 若干時間前なんですけれども、全員おそろいですから開会してよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○村上邦男 委員長 じゃ、ただいまより原子力問題調査特別委員会を開催したいと思います。出席委員全員なものですから、会議は成立してございます。

会議が始まる前に、写真撮影の申し出がありました。今までどおりに冒頭だけの頭撮りということで許可してよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○村上邦男 委員長 じゃ、そういうことで撮影する方は冒頭の頭撮りだけでお願いしたいと思います。

それでは、早速協議していききたいと思います。本日の議題につきましては、前回請願に対する安全協定の見直しということで、その安全協定の見直しの内容について若干執行部より説明もらいましょうという話になりましたものですから、この安全協定の部分につきましては、委員の皆様事前に配付してございますから、当然目を通していていると思います。そういう中で執行部におかれましては忙しいところ出席いただいて、ありがとうございます。

それでは早速、概要の説明をお願いしたいと思います。ひとつよろしくお願ひします。

○飯村透 防災原子力安全対策課長 こちら茨城県原子力安全協定の概要についてでございますけれども、この協定は原子力施設周辺の安全を確保し、住民の健康を保護するとともに、地域の生活環境を保全することを目的としているものでございます。

さらに、構成市町村が相互の連携、協力のもと、より一層の安全対策を求めていくものになってございます。詳細については担当からご説明申し上げます。

○山村実 防災原子力安全対策課係長 防災原子力安全課の山村です。

それでは、着座にてご説明させていただきます。

お手元の資料の原子力問題調査特別委員会資料、茨城県原子力安全協定の概要をごらんください。

まず項目としましては、原子力安全協定の体系についてご説明させていただきまして、続きまして、原子力安全協定の通報連絡協定の締結状況、それから原子力安全協定の概要、4番目としまして、原子力安全協定の主な規定について、この流れでご説明させていただきます

す。

では、早速3ページをごらんください。

まず初めに、原子力安全協定の体系でございます。

原子力安全協定の体系ですが、原子力安全協定は原子力施設周辺の安全を確保し、住民の健康保護等を目的としてございます。事業所の所在する市町村のほか、隣接市町村も当事者となっております、東海・大洗地区の全ての原子力事業者がこの協定の対象となっております。

また、協定だけでは詳細が読み取れないところもございますので、それを補完する役割としまして、20条からなる原子力安全協定運営要綱というものを定めてございます。

また、通報連絡協定は原子力施設の周辺市町村の安全確保のために必要な通報連絡を行うことを目的に締結しているものでございます。通報連絡協定は隣々接市町村もしくは事業所からの10キロ圏内の市町村を対象に締結をしているところでございます。

4ページをごらんください。

原子力協定及び通報連絡協定の締結状況を示しております。東海村は原科研、サイクル研、原電、ニュークリア・デベロップメント、東大、原燃工、核管センター、三菱原燃、ジェー・シー・オー、住友金属、日本照射サービス、積水メディカルと所在として、それから那珂核融合研究所とは隣接として原子力安全協定を締結してございます。また、機構の大洗研究開発センターや三菱マテリアルとは通報連絡協定を締結しております。

5ページをごらんください。

原子力安全協定の概要についてご説明させていただきます。

原子力安全協定の概要ですが、協定の主な条文と県、それから所在、それから隣接、それから通報連絡協定の締結市町村に分けて役割を一覧でまとめてございます。安全協定の目的は、原子力施設周辺の安全確保、住民の健康保護、地域生活環境の保全でございます。また、通報連絡協定の目的としましては、周辺市町村における安全の確保となっております。

5条につきましては、県及び所在は原子力施設の新設・増設、それから変更について了解することになっておりまして、隣接は県の求めに応じ、その了解について意見を述べる形になっております。

それから、5条の2につきましては、県及び所在は原子力施設の解体や放射性廃棄物の廃棄等にかかわる同意をすることになっておりまして、隣接は同意の後に廃止計画等の内容の報告を受けるという形になっております。

続きまして、10条です。10条では、県及び所在は原子力施設の運転停止、運転方法の改善を求めることができることになっておりまして、隣接は県及び所在に必要な措置を講ずるよう要請することができるというふうになってございます。

続きまして、12条です。12条では、県及び所在は原子力事業所に立ち入り、必要な調査を行うことができることになっておりまして、隣接は県及び所在に事前連絡の上、原子力事業所に立ち入ることができることになっております。

また、通報連絡協定の締結市町村につきましては、県や所在の行う立入調査に同行できるという形になってございます。

次に、15条です。定期的な報告でございます。県及び所在、それから隣接に違いはございません。年度当初と四半期ごとに定期的な報告を受けている形になっております。

続きまして、16条の随時の報告です。

核燃料の輸送や広報の報告など随時報告を受けることになっており、これも所在、隣接の違いはございません。

続きまして、17条です。事故・故障の報告でございます。施設の放射性廃棄物の漏えいや放射線業務従事者の被ばくがあったときなどに事故・故障等の報告を受けることになっておりまして、これも県、所在、隣接の違いはございません。また、17条の内容につきましては、通報連絡協定の市町村においても、同様の連絡を受ける形になっております。

それでは、7ページをごらんください。

ここからは原子力安全協定の主な規定をご紹介します。

まず5条でございます。事業者は、原子力施設及びこれと密接な関連を有する施設の新設、増設、変更又はそれらにかかわる用地を取得しようとするときは、事前に県及び所在市町村の了解を得るものとする。ただし、軽微なものについては、この限りではない。

2項としまして、県は、前項の場合において必要があると認めるときは、隣接市町村の意見を求めるものとするというふうになっております。

その下の8ページでございますが、原子力施設と密接な関係を有する施設というのは、ここにまとめているような施設でございます。例えば加工施設であれば三菱原燃や原燃工、発電用の原子炉であれば、原電の東海発電所や東海第二発電所がこれに当たります。

9ページをごらんください。

9ページと10ページに、変更というのがどういうものかというのを示してございます。例えば加工施設であれば核燃料物質の最大貯蔵量の増加などがこれに当たります。

11ページをごらんください。

ここでは2項にあった「県が必要があると認めるとき」というのがどのようなものに当たるのかというのを示してございます。例えば発電所におきましては原子炉本体、それから一次の冷却施設などについての新增設等におきましては、県は周辺の市町村、隣接の市町村に意見を求めるものというふうになってございます。

続きまして、12ページの廃止措置計画の同意でございます。

事業者は原子力施設の廃止措置を講じようとするときは、当該廃止措置にかかわる計画について、県及び所在市町村の同意を得るものとする。廃止措置にかかわる計画を変更するときも同様とするというふうになってございます。

また、2項としまして、事業者は前項の同意を得たときは、速やかに当該計画の内容を隣接市町村に報告するものとなるようになってございます。

廃止措置とは、協定の運営要綱第3条の方に示してございます。原子力施設及びこれと密接な関連を有する施設の種類ごとに関係法令に基づく国の許可を得て実施する施設の解体、核燃料物質等の譲渡、核燃料物質等による汚染の除去、放射性廃棄物の廃棄等がこれに当たります。

続きまして、13ページをごらんください。

安全協定の10条の安全上の措置でございます。原子力施設で事故やトラブルがあったときに、原子力施設の運転の停止や安全確保のための措置を求めることができることとなっております。これは、あくまでこの求めによって運転を停止した原子力施設については、運転再開についても事前に協議することというふうになってございます。

次に、下の14ページをごらんください。

12条の立ち入りの検査になります。県及び所在、隣接は、自らの意思で原子力施設に立ち入り、調査をすることができます。また、通報連絡協定の締結市町村につきましては、その立入調査に同行することが可能となっております。

15ページをごらんください。

15条の定期的な報告というふうになります。事業所は年度当初に年間主要事業の計画、放射線業務従事者に対する教育の計画、放射線業務従事者の被ばく状況を報告することになっております。また、四半期ごとに施設の運転状況、核燃料輸送の状況、放射線業務従事者に対する教育の状況を報告することになってございます。

続きまして、16ページをごらんください。

16条の随時の報告になります。事業所は、核燃料等の輸送計画や安全管理規定の変更、それから特別広報の実施、定期検査の実施の場合等、随時の報告をすることになってございます。

続きまして、ちょっと飛ばしまして19ページをごらんください。

17条の事故・故障等の連絡になります。原子力施設で事故・故障が発生した場合や火災が発生した場合には、随時報告を受ける形になっております。また、この17条の事項というのは、通報連絡協定の締結市町村にも同様の報告を行うことになっております。

協定の概要については以上でございます。

それでは、次に所在地域の首長懇談会と東海第二発電所安全対策首長会議の協定の内容についてご説明させていただきます。

こちらの資料の3ページをごらんください。

それでは、平成28年3月と6月の定例会でもご説明さしあげた同様のご説明になってしまうかもしれないんですが、申しわけありません。

県央首長懇話会、これは構成市町村が東海村、水戸市、茨城町、小美玉市、大洗町、笠間市、城里町、那珂市、ひたちなか市の合計9市町村でございます。それと所在地域の首長懇談会、これは構成市町村は東海村、水戸市、日立市、常陸太田市、那珂市、ひたちなか市の合計6市町村でございます。これは、これらでそれぞれ平成24年から日本原電に対して安全協定の見直しということで要求をしまいったところでございます。

いろいろな協議を重ねていく中で、日本原電側の方から、ほかの立地自治体における安全協定の協議が確認されていない段階では協定の見直しは難しいというようなことがありましたので、見直しまでの措置といたしまして覚書を結びたいという要望がございました。そのため、平成26年3月に覚書のほうを締結しているところでございます。

主な内容につきましては、1つとしましては、協定の見直しは国の安全審査等を踏まえ、県や地元自治体に発電所の今後の判断を求めるときの前までに、茨城県をはじめとする構成自治体と安全自治体の見直しをするというところでございます。

もう一つが、国による安全審査の内容や結果等につきまして、構成自治体に対し誠意を持って十分に説明するというものになってございます。

それから、懇談会のほうで、構成市町村のほうで規制庁に対しての適合審査の状況や、それについての説明を受けたりとか、そういった活動をしてまいったところでございます。

そのような中、平成26年8月に東海第二原発から30キロ圏内、UPZに位置しながら圏

央首長懇話会、それから所在地域首長懇談会のほうに入っていなかった高萩市、銚田市、大子町、常陸大宮市、こちらの4市町、そちらから統一した組織を、UPZ圏内で統一した組織をつくってほしいというような要望がありまして、これが圏央首長懇話会の座長でございます水戸市の方に要望が提出されてございます。

その要望を受けまして、水戸市ではここで決を採ったわけでございますが、結果、反対意見等ございましたので、これを踏まえ、圏央首長懇話会の組織名を東海第二発電所安全対策首長会議と新たにいたしまして、平成26年12月3日に新組織となる15市町村の東海第二発電所安全対策首長会議、これが発足したところでございます。

新組織としましては、これまで同様、東海第二発電所周辺の住民の安全を確保するため、構成市町村相互の連携・協力のもと東海第二発電所のより一層の安全対策を求めていくという形になっております。また、新組織ではオブザーバーとしまして茨城県も参加するという形になっております。

ここで新たに加わりました4自治体につきましては、覚書の締結市町村ではございませんでしたので、12月25日に安全協定の見直しについて東海第二発電所安全対策首長会議の構成市町村全体への拡充を図ること、それから協定の見直しにおいては原子力所在地域首長懇談会の要求事項を優先して協議を進めることなどを日本原電に求めていたところでございます。この申し入れに対しましては、翌年の平成27年1月30日に日本原電から真摯に取り組んでいく旨のご回答をいただいたところでございます。

この後ですけれども、15市町村は原子力安全協定や日本原電の事業計画の審査の状況、それから茨城県の広域避難計画などについて会議を開催しておりまして、今に至ってございます。先の議会答弁でもありましたように、その後は協議が特に進んではおりません。

以上でございます。

○村上邦男 委員長 ありがとうございます。

安全協定の概要わかりやすく言っていただいて、説明ありがとうございます。あわせて、請願に上がっております安全協定の見直しについて等の流れも時系列的に説明いただいて、ありがとうございました。

ここで委員の皆様から質問をいただきたいと思います。もし質問がある方は挙手をお願いします。

大名委員。

○大名美恵子 委員 1つは、運転再開の件なんですけれども、この先ほど説明いただいたの



で運転再開に関しては、県とかが運転停止を求めた場合に再開するときはみたいな記述はあったと思うんですが、今現実起きています東日本大震災でとまってからずっととまっていて、これの運転再開というのを考えたときに、この協定上ではどこに該当するのかなと思うことと、それからもう一つ、最近放射性廃液の漏れがありまして、その通報のことなんですけれども、通報のタイミングなんですけれども、通報に第ゼロ報というのがあるのを今回わかったんですけれども、そのゼロ報のタイミングは今回、私などは遅かったというふうに、2時間かかって思ったりもしているんですが、この協定との関係では実際どういうふうに判断できるのかみたいなところをお聞きしたいのと、あとその通報の関係で、この事前に事務局のほうからいただいた資料で、平成16年4月の協定及び運営要綱の改正の中で52ページですが、(2)の①で事故・故障等に一本化を図るとともに報告すべき事象を可能な限り定量化したという表現があるんですが、この定量化の意味がちょっとわからないんですけれども、これはどういうふうに解釈するのか。とりあえずその点をお聞きしたい。

○村上邦男 委員長 3点かな、3点。答えられる範囲でよろしいです。県の絡みもありますから、お願いします。

○ 防災原子力安全対策課 すみません、まず運転再開のことに関してなんですけれども、協定上で現在運転再開というのを直接示しているものというのはございません。

それから、通報のタイミングでございますが、こちらきょうの資料の21ページのほうをごらんいただきたいんですが、通常事故・故障等の報告では、その1番のところに放射性物質が漏れいしたときというものがございます。

本来であれば、放射性物質が漏れいしたときということで、例えば配管からの漏れがあったときとか、そういった場合に通報があってもおかしくないのではないかとこのところがありますが、その運営要綱の13条の1項のところに「放射性廃棄物が管理区域内で漏れいしたとき」という文言がございまして、そのところにただし書きがございまして、管理区域内で漏れいで、しかもその漏れいが堰の外に拡大しなかったときというのは除くという文言もございます。つまりは今回の事象なんですけれども、堰の中から堰の外に漏れいしなかったということで、その時点では通報の必要がないという形になります。

ただし、これがさらにただし書きがございまして、立入制限区域を設定した場合を除くという、さらにの表現がございます。今回は放射性物質の漏れいがございまして、その数値を測定したときに、ちょっと高い値が出てしまって立入制限区域を設定したんですね。その立入制限を設定した区域、それを設定した時間ということで、通報の必要が、この協定の通報

の必要が発生したという形になります。それは測定をして数値を確かめてからのことになりますので、16時56分ですか、その時間というのが、その協定の連絡の必要性が生じた時間という形になります。

3問目のこちらの定量化なんですけれども、すみません、ここはちょっと申しわけありません。県に確認させていただきます。

○村上邦男 委員長 大名委員。

○大名美恵子 委員 すみません、今回答いただいてありがとうございます。

それで、再開のことは書かれたものはないというふうにおっしゃっていたんですが、先ほど再開の言葉は出てきましたよね。再開しようとするときは事前に県及び所在市町村と協議するものとする、13ページで。これは今のことに該当することなのかどうかと思ったんですが、そのこともう一度確認したいということと、それから通報の関係なんですけれども、東電のトラブル事故隠しが明らかになったとき、この協定の見直して、やっぱり行われているんですよね。軽微なものも通報するようにみたいなの、厳密ではないですけども、見直しがされていることが、ずっと見直しが何回も行われている中に入っていたなと思うんですが、今この時点で私としては、また何か見直しを、今の説明ですと14時56分になったのは、この協定上ではそれに該当して当てはまっていっていいという話だったんですが、現実的に村長も、もっと早い通報をとという要求などもしていて、やっぱり今の現時点で見直しというものをまたしていく必要があるんじゃないかなという気がしたんですけども、その辺もし何か言えることがあれば。

○村上邦男 委員長 ありますか、何か。

○ 防災原子力安全対策課 まず、協定10条のほうの運転再開でございますが、こちら、この10条の1項のところ立ち入りを行った結果、立入検査の結果に地域の安全対策上、特別の措置を講ずる必要があると認められるときとか、事業活動に伴い生じるおそれのある災害を防止するため、緊急の必要があると認められるとき、このような場合に事業所に対し、施設のほうの運定の停止を求めた場合、それで停止した場合のときの運転再開というのがこの4項のところ書いてございまして、ここでの運転再開というのは、このような場合で運定を停止した場合のみ適用されることとなっております。

それから、先ほどの通報のもうちょっと早い段階でのということなんですけれども、それは今も村の方でも事業所のほうには求めているところでございまして、事象に進展するおそれがあるとか、そういったことがわかった段階で、早い段階でゼロ報とか、そういったも

のをいただけないかというところで、その通報連絡体制の構築というのを今求めているところでございますので、そのようにしていきたいと考えております。

○村上邦男 委員長 ほかにございますか。

恵利委員。

○恵利いつ 委員 ありがとうございます。今お答えいただいた通報のところですけども、重なる部分ですけども、三菱で何か燃えたときに、まず通報とかといって、火花が散って下が燃えちゃった。あそこは電話番号をぱんと大きく出したような工夫をされて、その辺がその当時はうまくいっていると思うんですけども、それからはわかりません、そういう事象もないので。やはりその辺はしっかりと伝えていって、後で大したことなくてよかったねという状況に常に持っていけるような形をこれからしっかり要望していって、今もされているんでしょうけれども、そこを。通報体制も工夫していただきたいというところですね。

○村上邦男 委員長 ほかの委員さんございますか、何か。

植木委員。

○植木伸寿 委員 すみません、こちらのほうの資料の中でちょっとわからなかったところなんですけれども……

○村上邦男 委員長 何ページ。

○植木伸寿 委員 13ページにございますこのマシン増設でありますとか廃止措置計画ということで、甲とか丁とか、いろいろ書いてあるんですけども、この中に乙1乙2という記載がございまして、これは隣接の市町村というふうに捉えていいんですかね。

○村上邦男 委員長 何条。

○植木伸寿 委員 この13ページに例えば5条の中のずっといきますと括弧になるんですが、乙、以下本条において乙1というとか、あと乙2という言葉が出てきまして、これはだから乙に関連するとなると、乙というのはここでは多分恐らく乙自体は東海村を指しているんじゃないかなというふうに思ったんですけども、乙1、乙2ということですので隣接市町村なのかなというふうに思ったんですけども、そういう判断でよろしいのかどうかということでお聞きをしたいと思います。

○村上邦男 委員長 質問わかりましたか。

○ 防災原子力安全対策課 申しわけありません。こちらの協定なんですけども、実はちょっとこちら東海ではなく大洗研究開発センターの協定書という形になっておりまして、それで直接私どものほうで協定を締結しているところではございませんので、県にちょっと確

認をさせていただいてから。

○村上邦男 委員長 いいですよ、ほかのことはやらなくて。東海のことだけやれば。

○植木伸寿 委員 わかりました。すみません、もう一つなんですけれども、これは77ページのほうになります。これはもう本当に周辺地域の安全確保に関する申し入れということで、この77ページの最後の方というんですかね、その文書が書いてあるんですけれども、「東海第二発電所の運転再開の可否判断等の重要事項に係る協議に際し、周辺市町村全ての意見が反映されることが必要であり」ということで書いてあるわけでありましてけれども、この要するにタイミングと申しますか、この協議というものが大体どのくらい想定がされているのかなというのがちょっとやっぱり気になったんですけれども、これはどうでしょうか。

○村上邦男 委員長 答えられる範囲でいいよ。

○ 防災原子力安全対策課 こちらにつきましては、国とかの審査結果をもとに今後の判断を求めるときまでに協定のほうを見直すという形になっておりますので、そのようなタイミングになるとは思うんですが、ちょっとお答えできるような形ではありませんので、申しわけありません。

○村上邦男 委員長 いいですか。

ほかにございますか。

阿部委員。

○阿部功志 委員 覚書のところですね。58ページと64ページ、似たような文章があるわけですが、懇談会と懇話会の違い、58が懇談会、64ページが懇話会ですが、結局それぞれのページの真ん中より下のところですが、第1条のところ58ページでいますと「国の安全審査等を踏まえ、茨城県や地元自治体に発電所の今後に係る判断を求めるときの前までに」という言い方ありますけれども、ここが一番のポイントなんじゃないかと思うんですけれども、要するにその時期がどのぐらいの余裕があるのかですね。急にぱつと動かしませよと言っておいて、それからいきなりこの辺のところをばたばたとまとめる余裕がどのくらいあるのかというのがよくわからないんですけれども、この辺はどんなふうに理解しておけばよろしいですかね。

○村上邦男 委員長 ちょっと阿部さんいいですか。

原子力安全対策課でこれに対する事務局に入っているの、タッチしているの。

○ 防災原子力安全対策課 所在の方の事務局ではなっております。

○村上邦男 委員長 なっている。だから、議論したことはわかるの。

○ 防災原子力安全対策課 議論については、議論の内容とか、そういったものは  
どんものがあつたのかというところはあるんですけども、今後の判断とか、そういったと  
ころにつきましては、まだ何の話も出ておりませんので、そこら辺の今後のところについ  
ては、ちょっと答えられる状況にはまだございませんので。

○村上邦男 委員長 そういうことです。

ほかにございますか。手を挙げてください。

清宮さん。

○清宮寿子 委員 清宮です。今の阿部さんの質問した58ページの安全協定の見直しに向けた  
協議というところで、とりあえず当面、継続協議することとして云々と書いて、茨城県や地  
元自治体に発電所の今後に係る判断を求めるときの前までに、茨城県を初めとする構成自治  
体と安全協定の見直しをするものとするということは、これは安全協定の見直しをするとい  
うふうに解釈していいんですかね。そのときまでにやるというふうですね。

○ 防災原子力安全対策課 そのように。

○清宮寿子 委員 ということは、第二原電は安全協定の見直しに、そのときにまでには入る  
ということになるんですか。

〔「それまでやらない」と呼ぶ者あり〕

○清宮寿子 委員 いや、でも、この文章からいくと。まだまだ、そうですか。すみません。

○村上邦男 委員長 そこらは答えられない、答えられるの。

○ 防災原子力安全対策課 どのような見直しをするかというところもありますの  
で、まだちょっとそちらのほうはわからないという形です。

○村上邦男 委員長 大名委員。

○大名美恵子 委員 これもお答えができればということになりますが、東海第二発電所対策  
首長会議からの申し入れのご回答というのが80ページに載っておりまして、その一番最後、  
「以上」の上の3行なんですけれども、避難計画との関係のことを書いてあるんですが、  
「避難計画の策定に当たって必要な技術的支援につきましても、茨城県殿とも連携を図りな  
がら事業者として積極的に協力してまいり所存でありますので」ということなんです  
が、これは避難計画を策定していく過程の協力のことを言っているのか、それとも計画の  
実行に入ってからのことを言っているのか、現実的に避難計画策定に当たってとなっ  
ていますけれども、この今、原電さんのほうの協力というのは得られているのかどうか、  
その辺、伺います。

○村上邦男 委員長 答えられる範囲で結構です。

○ 防災原子力安全対策課 技術的な支援というところなんですけれども、昨年度からなんです、原電さんのほうから原子力の基礎知識等についての研修とか、そういったものをしていただいていますので、当村からも参加しております。研修の方に参加して。

○大名美恵子 委員 誰が参加したの。

○ 防災原子力安全対策課 昨年度は私が参加しております。

○村上邦男 委員長 吉田委員。

○吉田充宏 委員 安全協定というのは、間違っていたら修正してもらったほうがいいんですけども、本来であれば新たに何かを運転しようとするときには5条で多分見るんだと思うんです。新たにというのは新しい施設をつくってというのではなくて、例えば今とまっているものを運転しようとするときには計画を年度当初に立てるもので、その計画に書いてないことをやる時には、また5条を読んで、そこの5条にうたっている計画、この計画が当初、年度当初に何も出てないから、じゃそれを新たに加えますよ。本来はそれだけで施設の運転というのはできるはずなんですけれども、今回の件についてはその覚書まで書いて、覚書のさっきの1条に書かれている文面が入っている。10条は、これは県や自治体がとめた。何かがあってとめた。そのときには、また10条で運転の再開の条件がというふうに読むので、例えば東二の運転について10条が関係するとかということは一切ないですよ。

それと、人が言ったことに対して一々言うのもなんですけれども、先ほど恵利委員の方から火災の話はあったんですけども、火災の話は今でも、どこの施設も溶融跡を見つけても電話をかけなくちゃいけないし、全てそれは守られているはずだと思います。先ほど事務局側が言った内容は、まさに今の安全協定にのっとって、どういう判断のもと、どういう連絡をしたかという経緯なんで、全て多分守られているんだと思います。

ただ、こういうご時世に、そういう連絡を、ここに書かれている連絡どおりすればいいかということじゃないということもあって、そういう村長が原電さんをお呼びになって、いろいろ言われたとか、そういう話はあるんだと思うんです。そういう注意はやっぱり原電側にも必要だとは思いますが、今の状況を考えるととは思いますが、決して何か話を聞いているとルールがどうのこうのという話は、ルールはきっと守られている、そういうふうに私は理解しています。

○村上邦男 委員長 ほかにありますか。

恵利委員。

○恵利いつ 委員 これは原電からの回答なのであれなんですけれども、80ページ、一番最後

の協定の見直しにおいては原子力所在地域首長懇談会殿の要求事項を優先して協議を進めるという点では、やっぱり近いところの6市町村なので、ここは対等ではなく優先的にというところでも、原電では首長懇談会のほうを優位に置いてやっているという判断、このままでいいんですかね。その辺は違いが結構あるのかしらと思ひまして。

○ 防災原子力安全対策課 そのように認識しております。

○村上邦男 委員長 ほかは。

大名委員。

○大名美恵子 委員 原安課でつくっていただきました資料の5ページ、原子力安全協定等の概要のところ、定期的な報告等、第15条というのがあると思うんですが、わかりますか。それで、年度当初と四半期ごとの報告が定期的にあるということで書かれておひまして、これは東海村にはこのとおりに全てが報告されているというふうに思うんですが、年度当初の報告で議会のほうには年間主要事業計画が説明をいただひておひまして、事業所から村の方へこの3つ、下も3つですけれども、四半期ごと3つですけれども、この報告のあり方というのがどういふふうになっているのかなと思ひすることと、それから放射線被ばくの状況ですか、これを、こいふふうに年度当初、定期的な報告があるこいふのをちょっとわからなかつたものですから、これらも例えは議会の方へのご報告に新たに追加みたいなこいふのは、どういふふうにするべしできるのかなこいふのをどうべしでしょうか。

○村上邦男 委員長 答弁おひします、この件について。

○ 防災原子力安全対策課 定期的な報告につきましては、年度当初のこの3つの報告と四半期ごとのこの3つの報告については定期的な報告をいただひておひします。被ばくの状況につきましては、ちょっと村の方には事務局のほうとこいひますか、課のほうには報告はいただひているんですが、そちらを議会の方に情報提供させたいだひとこいふことに関しましては、ちょっとご相談させたいだひてこいふ形になると思ひますので、すみません。

○村上邦男 委員長 大名委員。

○大名美恵子 委員 報告をいただひておひしますこいふことは書いてあるし、そうだろうと思ひうんですが、その報告の仕方とこいひますか、それは単に口頭なのか、方法ですが。

○村上邦男 委員長 すみません、おひします。

○ 防災原子力安全対策課 まず年度当初の報告でござひますか、こちら県の方と、あとそれから協定に関連する市町村のほうが一括で報告を受ける形になっておひまして、大体県の方に関連する市町村が集まりまして事業所もそちらにきていただひまして、それで一

齊に報告を受けるという形になっております。

また、四半期ごとの報告につきましては、例えば1、2、3月までの報告であれば、4月末日ぐらいまでに大体取りまとめていただきまして、村の方に直接担当課の方に来ていただきまして、こういうような状況でしたという形の報告を受ける形になっております。報告を受けるときには当然ヒアリングをしながら、どういうことがあったのかということ聞き取りでやっております。

以上です。

○村上邦男 委員長 ほかはないですか。そろそろよろしいですか。

[発言する者なし]

○村上邦男 委員長 本日は安全協定の概要説明ということで執行部から来ていただいて、ありがとうございます。いろいろ若干宿題もあったと思いますものですから、その辺も踏まえて、よろしく願いいたします。どうも本日はありがとうございました。

本日の議題は要するに安全協定について執行部の方から説明をいただいて、若干質疑応答して、この請願に対して少し反映していきたいという流れの今日は会議でございます。

きょうは説明受けましたものですから、この後どうしますか。まだ当然きょうで請願についての結論を出す経過はいかないと思うんですけども、次回あたりにちょっと議論しながら結論を見出していきたいなど考えておりますけれども、いかがですか、皆さん。

阿部委員。

○阿部功志 委員 次回に結論を出すという前提じゃなくて話し合いを続けたらよいかと思います。

○村上邦男 委員長 内容はどういうことですか。内容は。

○阿部功志 委員 だから、いろいろ議論していくということです。

○村上邦男 委員長 今、阿部委員のほうから、いろいろ議論していくということなんですけれども、請願についての議論だと思いますけれども、その辺ほかに委員さんありますか。

恵利委員。

○恵利いつ 委員 私も次回にとしなくても、もう今度議会に上げるのは早くても9月議会でするので、もうちょっと調査、私も6月議会で言いましたけれども、やはり近隣の市町村たちも安全協定の見直しというのを要望されていますので、その辺も含めて、もう少し時間をかけても、次回と決めなくてもいいのかなと思います。

○村上邦男 委員長 越智委員。



○越智辰哉 委員 とりあえず次回に結論出すわけじゃなくて、次回もう一遍、内容を整理して、この前、相沢元議員が請願の趣旨の説明いただいたんですけれども、どういうところに出そうとしていて、このポイントは何でというのをもう一遍ちょっと委員同士が整理をして、何がポイントで、どこがわからなくてというところを整理するようなことを次回やって協議したらいいと思います。

○村上邦男 委員長 今、越智委員のほうから、そういうお話がございました。とりあえず次回の日程を決めて、その中で次回の中で整理しながら議論していくということでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○村上邦男 委員長 じゃ、日程調整だな。

それで、参議院選挙もあるから、それ終わってからのほうがいいでしょう。皆さん忙しいでしょうから。

〔発言する者あり〕

○村上邦男 委員長 参議院選挙はいつ終わるんだっけ。10日。10日以降か。

25の週、7月の。7月25の週という話もありますけれども、どうですか、皆さん。25の週でバツの日は。25日の週では大体……、わからないか、まだ。

○阿部功志 委員 私ちょっと豊創会で7月下旬に視察に行く、日にちはまだ決まってない。

そのど真ん中あたりはちょっときついなという気もするんですけれども。

○村上邦男 委員長 何泊で行くの。

○阿部功志 委員 多分1泊だろうと思うんですが。

○越智辰哉 委員 25の週あたりでもう1辺マルバツやって。

○村上邦男 委員長 じゃ、そういうことでよろしいですか。

25の週が合わなかったら8月。お盆前にやりたいね、1回ね。25の週がダメだったら、第1週8月。

○恵利いつ 委員 その2週間ということですね。

○村上邦男 委員長 調整します。大丈夫。マルバツ式でやってちょうだい。

時間は、やるとすれば。午前と午後。25の週と8月の週で日程調整しながら、開催時間を午前中がいいのか午後がいいのかということで今調整しているだけ。

早く終わった方がいいね、午前中。

だから、午前と午後で分けてやってちょうだい。

委員の皆様には十分な自分の思い通りの日程調整になるのかわからないですけれども、案内は午前の部と午後の部ということで、マルバツ式で調整していきたいと思います。そういうことでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○村上邦男 委員長 じゃ、以上できょうの委員会を閉めたいと思うんですけども、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○村上邦男 委員長 大名委員。

○大名美恵子 委員 ちょっとここに書いてないからいいのかなと思うんですが、この間の委員会のときにL3についてのちょっとここでの調査の進め方について何か考えがあれば持ち寄るみたいな話もあったかと思うんですが、きょうはいいですね。

○村上邦男 委員長 いいです。

じゃ、以上で閉めたいと思います。

じゃご苦労さまでございました。

散会 午後 時 分